

平成 14 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 大 成 ラ ミ ッ ク 株 式 会 社  
代 表 者 の  
役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 登  
( コード番号 : 4 9 9 4 東 証 第 二 部 )  
管 理 本 部  
問 合 せ 先 経 理 部 部 長 中 島 宏 明  
電 話 番 号 0 4 8 0 - 9 7 - 0 2 2 4

## 発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 14 年 11 月 25 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行並びに当社株式の売出しに  
関し、発行価格並びに売出価格等が下記のとおり決定されましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

(1) 発行 価 格	3,346 円
(2) 発行 価 格 の 総 額	1,338,400,000 円
(3) 発 行 価 額	3,115.35 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	1,246,140,000 円
(5) 発行価額中資本に 組 入 れ ない 額	1,557.35 円
(6) 申 込 期 間	平成 14 年 12 月 11 日～平成 14 年 12 月 13 日
(7) 払 込 期 日	平成 14 年 12 月 18 日

(注) 引受人は発行価額で買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

#### 2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

(1) 売 出 価 格	3,346 円
(2) 売 出 価 格 の 総 額	1,673,000,000 円
(3) 引 受 価 額	3,115.35 円
(4) 引 受 価 額 の 総 額	1,557,675,000 円
(5) 申 込 期 間	平成 14 年 12 月 11 日～平成 14 年 12 月 13 日
(6) 受 渡 期 日	平成 14 年 12 月 19 日

(注) 引受人は引受価額で買取引受けを行い、売出価格で売出しを行います。

#### 3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

(1) 売 出 株 式 数	100,000 株
(2) 売 出 価 格	3,346 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額	334,600,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 14 年 12 月 11 日～平成 14 年 12 月 13 日
(5) 受 渡 期 日	平成 14 年 12 月 19 日

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目録見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

(1) 発行価額	<u>3,115.35</u> 円
(2) 発行価額の総額(上限)	<u>311,535,000</u> 円
(3) 発行価額中資本に 組入れない額	<u>1,557.35</u> 円
(4) 申込期間	<u>平成15年1月14日</u>
(5) 払込期日	<u>平成15年1月15日</u>

<ご参考>

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	<u>平成14年12月10日</u>	<u>3,450</u> 円
(2) ディスカウント率	<u>3.01</u>	%

2. オーバーアロットメントによる売出しについて

上記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、野村証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式 100,000 株の売出しであります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成14年11月25日(月)開催の取締役会において、上記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載の野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 100,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しており、その払込期日は平成15年1月15日(水)であります。

また、野村証券株式会社は、平成14年12月14日(土)から平成15年1月7日(火)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（100,000 株）を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。また、シンジケートカバー取引により取得した株式については借入れ株式の返却に充当する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（100,000 株）から、両取引に係る借入れ株式への返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（100,000 株）に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. 新株式発行による調達資金の使途

・ 公募増資資金の使途

今回の公募増資による手取金概算額 1,218,140 千円は、全額設備資金に充当する予定であります。

・ 第三者割当増資資金の使途

今回の増資による手取金概算額上限 306,035 千円については、全額設備資金に充当する予定であります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。